

② 労働協約または就業規則の定めるところにより、その雇用する有期雇用労働者等のうち、事業主に実施が義務付けられていない有期雇用労働者等に雇入時健康診断もしくは定期健康診断を実施する制度またはその雇用する有期雇用労働者等に人間ドックを実施する制度を新たに設け、延べ4人以上実施する場合、次の(1)～(8)のすべてを満たしていること。

(1) キャリアアップ計画書に記載されたキャリアアップ計画期間中に、事業主に実施が義務付けられていない有期雇用労働者等を対象とする(ア)雇入時健康診断制度もしくは(イ)定期健康診断制度または有期雇用労働者等を対象とする(ウ)人間ドック制度(以下「健康診断制度」という)を労働協約または就業規則に新たに規定した事業主であること。

※1 次に労働協約又は就業規則に健康診断制度に関する規定を定めている場合には、「法定外」の有期雇用労働者等に対して健康診断制度を新たに実施することが明確であること。

(ア)雇入時健康診断

○ 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条に規定されている、常時使用する労働者(※2)に対して行う健康診断をいいいます。

※2 「常時使用する労働者」とは、次のaおよびbのいずれにも該当する者をいいます。

a 期間の定めのない労働契約により使用される者

(注) なお、期間の定めのある労働契約により使用される者で、契約期間が1年(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第45条において引用する同規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する者にあっては6月)以上である者、ならびに契約更新により1年以上使用されることが予定されている者、および1年以上引き続き使用されている者を含む。

b 1週間の労働時間数が、その事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間数の3/4以上の方

(イ)定期健康診断

○ 労働安全衛生規則第44条に規定されている、常時使用する労働者(※2)に対して行う健康診断をいいます。

(ウ)人間ドック

○ 次のaに加えてb～hのいずれかの項目について行う健康診断をいいます。

- a 基本健康診断(問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿(尿中の糖、蛋白、尿中の癌細胞の検査)、循環器検査(血液化学検査(血清総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪の検査))、肝機能検査(血清グルタミックオキソアセチルトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビックトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(y-GTP)の検査)、腎機能検査、血糖検査を行うものをいう)
- b 胃がん検診(問診および胃部エックス線または胃カメラによる検査を行うものをいう)
- c 子宮がん検診(問診、視診、子宮頸部の細胞診および内診を行うものをいう)
- d 肺がん検診(問診、胸部エックス線検査および喀痰細胞診(医師により受診することが必要と判断された場合に限る)を行うものを行う)
- e 乳がん検診(問診、視診、触診および乳房エックス線検査(モモガタ)または超音波検査を行うものをいう)
- f 大腸がん検診(問診および便潜血検査を行うものをいう)
- g 痢疾疾患健診(問診および直腸組織検査を行うものをいう)
- h 骨粗鬆症健診(問診および骨量測定を行うものをいう)

(2) (1)の制度に基づき、キャリアアップ計画期間中に、雇用する有期雇用労働者等延べ4人以上に実施した事業主であること。

(3) 支給申請日において当該健康診断制度を継続して運用している事業主であること。

(4) 当該雇入時健康診断制度または定期健康診断制度を規定した場合については、対象労働者に実施した当該雇入または定期健康診断の費用の全額を負担することを労働協約または就業規則に規定し、実際に費用の全額を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担した事業主であること。

(5) 当該人間ドック制度を規定した場合については、対象労働者に実施した当該人間ドック制度の費用の半額以上を負担することを労働協約または就業規則に規定し、実際に費用の半額以上を健康診断実施機関または対象労働者に対して直接負担した事業主であること。

(6) 当該健康診断制度を実施するにあたり、対象者を限定する等実施するための要件(合理的な理由があるものに限る)がある場合は、当該要件を労働協約または就業規則に規定している事業主であること。

(7) 健康診断制度を実施した事実の有無について、管轄労働局長が実施機関に対して確認を行ふ際に協力することについて、承諾している事業主であること。

(8) 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たした事業主であること。